

開催要項

後期

講座No. 232

- 1 名称 令和8年度夷隅郡市手話奉仕員養成講座【後期】
- 2 目的 聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。
- 3 主催 勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
- 4 実施期間 令和8年6月15日（月）～ 令和9年2月22日（月） 予備日含む
全27回 13:00 ～ 15:00
- 5 対象 勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町在住又は在勤 で、手話奉仕員養成講座「前期」を修了した人
- 6 会場 勝浦市役所他
- 7 募集期間 令和8年5月7日（木）～ 令和8年5月29日（金）
- 8 定員 20名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。
- 9 受講料 無料（使用教材は自己負担）
- 10 使用教材 厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応手話奉仕員養成テキスト
「手話を学ぼう 手話で話そう【全面改訂版】」3,300円（税込）
「手話奉仕員養成のための講義テキスト」990円（税込）
「手話奉仕員フォローアップ地域テキスト1,100円」（税込）
（上記3冊のテキストは、前期・後期引き続き使用）
（任意）手話動画視聴システム 1年視聴コース 1,760円（税込）
（任意）日本聴力障害新聞年間購読料 4,300円（別途振込手数料）
- 11 その他 修了条件
① 講義・地域講座：全回の出席
② 実技講座：80%以上の出席
③ 地域活動参加：行事参加3回以上
（対象行事は、当センターホームページに掲載します）
①～③を満たした方には修了証書を交付します。

【問い合わせ先】

ア：夷隅郡市管内行政

イ：(社福)千葉県聴覚障害者協会 千葉聴覚障害者センター コミュニケーション課

養成係 TEL：043-308-6373 FAX：043-308-6400 E-mail：jukosei@chibadeaf.or.jp

【申し込み先】

上記「イ」に同じ（〒260-0022 千葉市中央区神明町204-12）

【申込方法】 「申込書」に記載（ホームページから申込み。または郵送）